

◆特殊詐欺被害防止啓発圧着式の郵便ハガキの送付について
 (大阪府警察より)

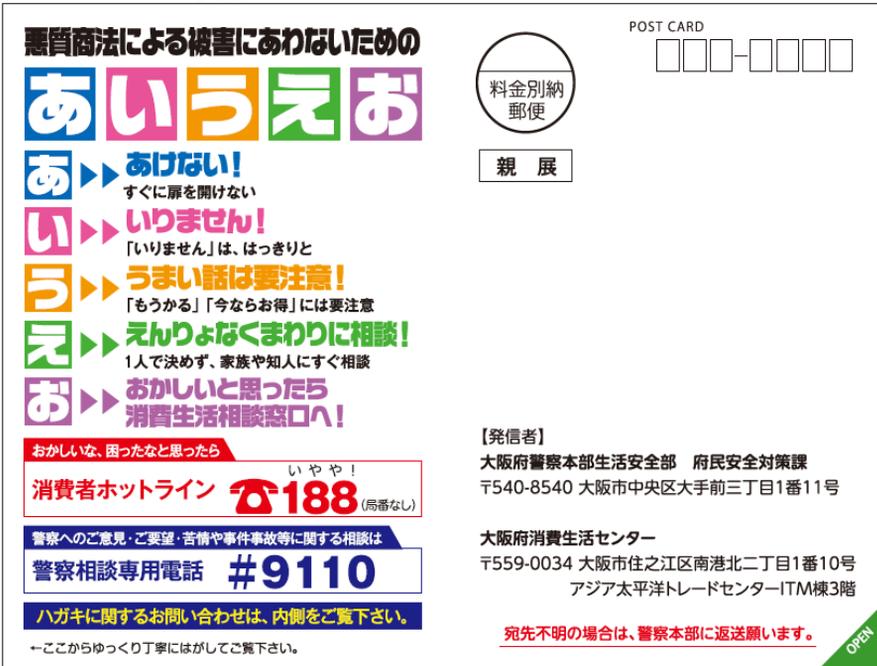
【平成28年8月3日水曜日から実施されています】

大阪府警察は特殊詐欺被害対策として、警視庁より還元された特殊詐欺等の捜査の過程で入手した名簿登載者宛てに、大阪府消費生活センターと連携して「大阪府からの重要なお知らせ」と題する圧着式の郵便ハガキを郵送しています。
 (2016年度大阪府下全域で3万枚郵送予定)

※サンプル画像

(裏面)

(表面)



このハガキには、息子などの名前をかたり、お金をだまし取るオレオレ詐欺の他、市役所などの公的機関の職員をかたり「ATMで医療費の過払い金を受け取ってください」等と言って、犯人の口座にお金を振り込ませる還付金等詐欺などに対する注意喚起に加え、被害に遭わないためのポイントを記載しています。

少しでも不安を感じたら、**最寄りの警察署**もしくは**大阪市消費者センター**へご相談ください。

【圧着式の郵便ハガキに関するお問い合わせ先】
 大阪府警察本部 府民安全対策課 防犯活動第二係
 06-6943-1234 (内線34443)
 平日(土・日・祝日を除く) 9時から17時45分まで

◆ 大阪市消費者センター (住之江区南港北2-1-10 ATC ITM棟3階)

● 消費生活相談専用電話：6614-0999

大阪市内にお住まいの方に限ります。毎日 午前10時～午後5時、12/29～1/3を除く
 ※消費者ホットライン「局番なし188(イヤヤ!)」でも繋がります

